

# 職業としての法律 — 弁護士 の 立場 から

羽田野 宣 彦

## 1. 司法改革と「法の支配」

身近なところでは、法科大学院の発足と、司法試験合格者の四倍増とによる影響が、法律を生計の手段とする者には大きな影響を及ぼした。法科大学院という新たな制度により、教職に就く法律家にとっては職域ができたということができ、これは文部科学省から事務局に送り込まれた官僚にとっても同様である。しかし、法曹人口の急激増加は、他方で、弁護士の（一部の）難民化という現象を呼んだ。これは、職域の拡大とは直接には繋がらない。ただ、企業内弁護士や、司法福祉の実務に携わる弁護士という、これまでは、量的には目立たなかった職域を拓けることとなった。ただ、この現象が、司法改革の理念の実現によるものか、それとも、就職口が無い弁護士が溢れた結果なのか、議論があろう。

司法改革の理念が叫ばれた時には、「法の支配」の実現が志向すべき価値とされ、その手段として、法曹人口、特に弁護士の数の増加が必要とされた。ただ、日本において、弁護士の実需がどこにどの程度あるのか、また、弁護士数の増加がなぜ「法の支配」に実効性を持つのかは、当時においても、そして現在においてもはっきりしない。実証的な調査が行われたわけでもない。（前提としたリーガル・サービスへの需要は対価無料を前提としたものとの説がある。）せいぜい、人口比での弁護士数を米国その他の先進国と比較するといった方法論が、報道を中心に主張された程度である。しかし、司法書士、税理士、弁理士、行政書士といった、他国であ

れば弁護士の職域に参加する人員を算入しての現実的比較はなされなかった。国によって、制度が様々である以上、単純に頭数で比較するというのは合理性を欠く。まして、「法の支配」という英米法的な理念をいきなり法曹人口の多寡と結び付けるという方法論の合理性は、本来、もっと検証を加えるべきであったが、これまでの日本の制度いじりによく見られたように、部分的なつぎはぎ細工を重ねる結果となった（と、あえて断言する）。弁護士数が増加することが、なぜ「法の支配」を実効化するのか、また、国民の有する投票権の重みが地域や選挙ごとに大幅に異なるという事は、民主主義の基本理念（「法の支配」を含む）からは逸脱したものであるが、この深刻な現象が久しく放置されているのに、なぜ急に「法の支配」が法曹人口との関係で叫ばれたのか、「法の支配」が、輸入概念にもせよ、日本にとって希求すべき価値であるならば、政策的な検討課題の優先順位がどこまで真面目に検討されたのか、疑問である。また、そこにおける「法」というものの理念や歴史的経緯について、どの程度まで検討されたのか、よく分からない。日本の歴史の中で、「法」概念やその実態は、時代により大きく変化しているからである。

第二次大戦前には裁判は天皇の名においてなされるとの立場が言われた。しかし、維新時には、天皇は「玉」と呼ばれ、様々なテロリストの集団も同然の勢力争いの旗印に恣意的に利用されたし、明治期においても、「国体」概念と天皇との関係、天皇と主権との関係は必ずしも明瞭ではなく、その後の軍部の台頭により都合よく利用されたのではないかとの疑問が拭えない。2.26事件における関与軍人の主観的な思い込み（天皇信仰）と、関与軍人を反乱軍とした天皇の認識、また、2.26を利用しての恐怖政治を行った軍部の思惑は綺麗には説明できず、ただ軍部内部の勢力争いとその中で天皇制の恣意的利用が歴史的には目立っている。戦後も、戦争犯罪が追及される中、軍の法務官が戦争犯罪に問われることを逃れ、司法部に横滑りし、体制は変わったものの、一定の連続性を保った。

「戦場の軍法会議 日本兵はなぜ処刑されたのか」(NHK取材班 北博

昭、NHK出版 2013)によれば、以下のような記述が見える(233頁以下)。

最高裁判事に上り詰めた元法務官が八人、うち二人が長官になっている。さらに検察官のトップである最高検察庁の公安部長が一人、検事が四人、うち一人は、検事総長になっている。この調査にあたった川村健夫弁護士は、この結果について次のように語った。

「戦後、元法務官が、法曹界の重鎮ポストにこれほど上り詰めている事態は想像以上だった。これだけの数の元法務官が、戦後も引き続き、裁判官なり、検察官なりを担当したということは、法曹界に影響を持ち続けたということが推測される。とすると、戦時中のレジームが、敗戦で途絶えることなく、戦後にも引き継がれていった可能性がある。」戦時中の法曹界の体制や思想は、本当に戦後も引き継がれたのか。また、それが、どんな影響を及ぼしたのか。しかしながら、今回の取材では、それぞれの元法務官が戦時中、どこでどのような軍法会議を開き、どういった判決を下したのかや、戦後彼らが裁判官や検察官、あるいは弁護士として、どのような裁判を担当し、どう行った結果になったのかについて検証することはできなかった。ただし、複数の元法務官が、戦争被害を受けた一般の人たちによる賠償請求を国が退ける根拠になってきた「受忍論」という考え方の形成に関わっていることがわかった。1987年(昭和62)、名古屋空襲の被災者が国に損害賠償を訴えた判決で、最高裁は以下のような判決を出している。

(戦争犠牲、戦争損害は、国の非常事態のもとでは、国民の等しく受忍しなければならないところであって、これに対する補償は憲法の全く予想しないところ)

同書では、続けて、

「元軍人が補償を受けているのにもかかわらず、この「受忍論」によって、基本的に一般人の戦争被害には補償がなされていないという矛盾も生

み出していると言われている。例えば、同じく敗戦国となったドイツでは、一般人の被災者にも軍人同様に補償がなされているにもかかわらず、日本では、空襲被害をはじめとする戦争被災者の訴えは、ことごとく「受忍論」の壁の前にしりぞけられてきた。」(215頁)と指摘する。この「受忍論」の背景には、戦争中の人命の価値無視が尾を引いているのではないかと、うそ寒い思いに襲われる。ここでは、「法」概念が、新憲法の建前とは異なり、戦時の旧態をはらんでいるのではないかと恐怖がある。原子力発電所設置を巡る一連の行政優位の訴訟における司法判断の心情的背景にも影響しているのではないかとまで思われる。

また、韓国人の戦争被害や強制徴用についての内外の訴訟の位置づけも、日本の最高裁の立場が今後の国際的な検証に耐えるものかどうか。司法官の世代は代わっても、判例は残るのである。

ところで、1963年、研修所15期においては、同期約330名中、裁判官任官者が88名、2013年の裁判官任官者は2,000名を越す修習生の内、任官者は96名、国家公務員の人員を抑えるという財政上の都合はあったにしろ、「法の支配」という高次の理念を掲げるのであれば、裁判官の増員についても、もう少し検討があっても良いのではないかと。少なくとも、「法の支配」は、裁判官の増員を必要条件としないとの政策的判断があったものと思われるが、その理由ははっきりしない。

同じく司法改革のもう一つの焦点たる「裁判員制度」にあっても、憲法上、基本的人権の一つである裁判を受ける権利はどうなったのか、憲法学者からの見るべき議論もなく、また最高裁判所の大法廷で15名の裁判官が全員一致で合憲とするほど、自明の合憲性を有しているものか、これ自体が「法の支配」と背馳するのではないかといった疑問が生じる。せめて、韓国の例に見られるように、被告人には、裁判員による裁判と、職業裁判官による裁判との、いずれに依るか、選択を認めるべきではなかったのか。

日本国憲法においては、国民は基本的人権、即ち「犯すことのできない永久の」人間としての権利の享有を保障されているのであって、明治憲法

におけるようにその権利が法律の留保事項とされているのではない。したがって国民はその権利をおよそ国家権力によっては一したがって行政権のみならず立法権によっても一侵害され得ないものとして保障されているのであり、明治憲法におけるように立法および法律によるという形式を踏めばその権利の侵害も可能だという訳ではない（高田敏「法治国家観の展開」56頁・有斐閣）、というのが、教科書的な理解である。国民の投じる一票の価値が大幅に均衡を失するという現実がありながら、司法がこの違法性に目を向け始めるまでに約50年を要した。国民主権を立法や行政の裁量の内に置くという傾向は、各種行政訴訟において、行政の裁量を広く認めがちであった戦後司法の傾向や、上記受忍論と通底しているのではないか。

また、刑事事件ではあるが、在任中、30件以上無罪判決をしてそのすべてを確定させた木谷明元判事・現弁護士の話は、実感と事実とに基づいて、司法の在り方と在るべき姿とを考えるにあたり、また、職業としての法律家の在り方を考えるにあたり、重みがある。

「捜査官はウソをつかない、被告人はウソをつく、と。頭からそういう考えに凝り固まっていて、そう思い込んでいる人です。何か被告人が弁解をすると、「またあんなウソついて」というふうに、最初から問題にしないタイプです。私は、これが三割くらいいるのではないかと、思います。二つ目は、その対極で、「熟慮断行型」です。被告人のためによくよく考えて、そして最後は「疑わしきは」の原則に忠実に自分の考えでやるという人です。これが多めに見積もって一割いるかいらないか。その中間の六割強は「優柔不断・右顧左眄型」です。この人たちは、真面目にやろうという気がないわけではない。三割の頑固な人たちとは違うので、場合によっては、「やろう」という気持ちはあるのだけど、「本当にこれでやっていいのかな」とか迷ってしまうのです。私だって迷いますよ。迷いますけれど、最後は決断します。でも、この六割の人は、「こんな事件でこういう判決をしたら物笑いになるので

はないか」「警察・検察官から、ひどいことを言われるのではないか」「上級審の評判が悪くなるのではないか」などと気にして、右顧左眄しているうちに、優柔不断だから決断できなくなって検事のいうとおりにしてしまう。こういうように私は今までの付き合いの範囲で感じているのです。こんなこと言うと、裁判所から睨まれますね。仲間内からも「俺はどこに入るのか」などと言われそうだね(笑)。裁判官には、こういう体質的な問題がかなりあります。」(木谷明、山田際司・嘉多山宗 聞き手・編「『無罪』を見抜く 裁判官・木谷明の生き方」289-290頁 岩波)。

「法の支配」や「司法の独立」といった綺麗ごとの憲法上の原理が、法律家という生身の人間を介しての司法の具体的な場においてどのように顕現するか、これが職業としての法律家の抱える課題である。

法科大学院の創設や裁判員裁判の制度化にあたり、法律家の多くは、無関心であったか、余り考えないままに所属する大学や司法機関の上からの方針に盲従したか、木谷元判事の言われる三分法によって仕分けすれば、右顧左眄型が大多数を占めたのではないかというのが、自らをも含めての想いである。弁護士にとって、司法試験合格者の大增員が、収入を含め、また、希少価値としての自らの社会的地位に影響大と予想できたのに、司法試験あたりの合格者数約三千名論を主導したのが当時の日本弁護士連合会執行部であり、後に単位弁護士会の多くから批判を受けることになったというのは、余りに皮肉である。

大村敦志教授は、その著「穂積重遠」(ミネルヴァ日本評伝選、ミネルヴァ書房)において、イギリスの裁判官の法廷における振る舞いに接した重遠の思いについて、「重遠の没後、その著書、『有閑法学』(一粒社、1960、初版/日本評論社、1934)を再刊するにあたって川島武宜は、冒頭に「わたしたちの判事さん」と題された重遠の一文を置いた。イギリスでは裁判が自分たちのものだと思われている、という話だが、まさに重遠の

裁判観を示すものであると言えよう。」(55～56頁)と評されているが、「法の支配」にしろ、裁判員制度にせよ、一片の制度を他国から移入してことが足るわけではない。日本人の大多数にとって、裁判所は「お白洲」であり、裁判官・検察官・弁護士は、できれば関わり合いになりたくないものであろう。また、このような感情が刷り込まれるについては、歴史的な根拠がある。司法試験合格者の数激増は、弁護士数の激増に直結しており、裁判官が身近なものになったわけではないのは数字が示す通りである。また、弁護士が増えたからと言って、弁護士に親近感を抱く人は少ないであろうし、信頼感が増すというものでもない。一般人の心情と無縁の「法の支配」というのは概念矛盾である。したがって、少なくとも近々、「司法改革」が「法の支配」をもたらすという見込みは薄弱と思われる。軽微民事事件において、一般市民が休日や夕方、気軽に裁判所の決定を受けられ、そこでは裁判官と意見交換もできるというような仕組みがあれば、裁判を自分たちのものだと感じやすくなるかもしれない。このような身近な努力が積み重ねられないと、報道される裁判官像は、一段高い壇上で、不吉な印象を与える黒い法衣を身にまとうという、裁判官や裁判所のイメージは消えないであろう。

## 2. 職業としての弁護士—その過去

「弁護士」という職業をどう評価するか、これは評価する人の価値観や生活環境、またその人が生きている時代により多様である。

明治一二年東京大学法学部の第二回卒業生として法学士の称号を受けた九名のうち六名は代言人となり、一三年組からは六名中三名、一五年組からは八名中五名が代言人となった。そしてその後明治二六年四月に至るまで一卒業生の数が増えるにつれて率は低下するが一かなり

多数(英法五三名、仏法一名、独法六名)の法学士が代言人になっているのが注目される。しかも、増島六一郎(一二年組)・江木衷(一七年組)・高橋捨六(一八年組)・植村俊平(一九年組)・原嘉道・大田資時(二三年組、原は英法、大田は仏法)はいずれも首席卒業である。(古賀正義「日本弁護士史の基本的諸問題」日本評論社 82頁)

このような現象は、少なくとも戦後の昭和50年ころまでは、東大法科卒業者の多くが大蔵省や通産省など官界や政府系金融機関を目指した傾向と比べると、意外である。明治初期の代言人・代書人制度が、江戸時代から引き継がれたものであり、江戸時代、その社会地位は低かったというのが定説である。他方、明治期の帝大(東大)法卒の希少価値は現在よりはるかに高かったと考えられる。明治初期の弁護士の社会的地位については、これも著しく劣悪であったとの評価が一般的である。

明治初期においては、東大を初めとして、学制が整えられ始めた頃である。当初、旧幕臣やその子弟が、その基礎学力、特に漢学の素養の高さにより、大学に合格する率が高かった。しかし、薩長閥の厚い壁に、旧幕臣、会津や長岡出身の英才は、軍や行政の中核には昇れず、下級警察・司法官吏に職を求める例が多かった。推測であるが、東大法科卒業者の中から、意外に多くの代言人(明治26(1893)弁護士法に依り「弁護士」)が生まれたのは、このような藩閥に容れられなかった階層があったからではないだろうか。

昭和3(1928)年7月1日創刊に係る雑誌「女人芸術」を主宰し、文芸のみならず、女性の社会的活動においても重要な歴史的貢献を成した長谷川時雨(明治12(1879)年生)の父親は北辰一刀流の遣い手として知られ、明治初期の代言人十二名の一人であったが、江戸城本丸明渡し後の守護を務め、その後、刑部省に出仕、法律を学んだ。時雨の著書に、「旧聞日本橋」(岩波文庫)があり、往時の情緒風俗を伝えているが、その中に、生地である日本橋区通油町に働く、着流しに黒い前掛け姿の代言人やその事務員

の姿が描かれている。代理人は、当初、法廷でも袴を付けず、着流し姿で、これはへりくだった姿勢を示していたものという。廷吏も、代理人を呼び捨てにし、「殿」を付するようになったのは後の事であった。

日本における最初の「訴訟代理制度」が資格要件を設けなかったことは、二つの点において重大な効果をもたらした。すなわち、その一つは、人的にみて、旧来の公事師がそのままその「営業」を続けることができたということであり、その二は、代言人・代書人は裁判所において何らの職業的特権も権威ももっていなかったということである。（のみならず、無資格者であるこれらの職業には誰でも就くことができたために、その数が増加して、同業者間に依頼者の獲得競争が生じ、報酬のダンピングが行われ、当時の代言人の大多数は、青銭三百文、玄米一升という低価で事件を引受ける結果となって、この時代に「三百代言」という蔑称が生まれることになったのである。）（大野正男（弁護士・元最高裁判事）「職業史としての弁護士および弁護士団体の歴史」日本評論社 11頁）

また、大野正男上掲書119頁によれば、昭和初期の恐慌時の弁護士の有様について、下記のように記されている。

大正一二年、弁護士試験が改正されて、司法科試験に統一されたが、司法科試験は、従来の弁護士試験の受験資格より高度の資格を要求したため、従来の受験者の相当数が受験資格を失うことになった。そのため、従来の弁護士試験受験者の既得権を保護するために、特例として、大正一二年法律第五二号「司法官試補及弁護士ノ資格ニ関スル件」を制定し、従来の弁護士試験の受験の出願をした者が昭和一二年末までに（延長されて昭和一六年末となる）試験に合格すれば、弁護士になれるとした。これは弁護士資格の統一にとって重大な例外をなすも

のであったが、その上時限的立法であったため、当時は著しくその試験基準を甘く運用し、多くを合格させたといわれる。そのために弁護士数の急増に拍車がかけられたのである。かくして、弁護士数は大正一一年一〇月には三九一四名であったものが、同一二年一〇月には五二六六名と、わずか一年の間に一三五二名も増えたばかりか、以後、毎年約二〇〇名前後増加し、昭和四年には六四〇九名に達している。大正九年には弁護士数は約三〇〇〇名であったから、七～八年のうちに倍増したわけである。このような、かなり人為的原因による弁護士数の急増—すなわち弁護士資格の実質的引下げによる増員—と、経済的不況の時期が合致したため、弁護士の生活は非常に低下することになった。そして、それに伴って弁護士の非行が増加し、社会の非難を浴びるような事件がおこってきたのである。

これは、現代の弁護士の実情の紹介ではない。昭和初期のことである。日本近代史の素養に欠ける若者が増えたという非若者からの声があるが、中高年中心の日本弁護士連合会においても、過去、弁護士の生活がどのような転変を辿ったのか、わずかの間に忘れてしまったかのようなのである。

戦後になると、米軍占領下の日本では、東京裁判の検察官や弁護士として米国の弁護士が相当数来日し、戦犯裁判が終了してからは、その一部が日本で法律事務所を開設し、米国企業の日本進出支援を主業とした。この頃から高度経済成長期にかけての法律事務所の機能・規模の変化や、弁護士の社会的地位の上下動については、商事法務「日本のローファームの誕生と発展」(2011)を参照されたい。具体的で興味深いのが、都合の悪い事実は省かれている(当然である)。

先年、新潟大学西野喜一教授のゼミ生(この当時はまだ法科大学院はなく、西野教授は自ら努力して知己や司法機関を訪ねて学生の社会見学に意を用いられ、現場指導にも当たっておられた)が小生の事務所にも立ち寄られた際、日本における涉外法務と涉外弁護士の体験的歴史をお話したこ

とがある。現代の企業内弁護士たる若者に過去の判例や事象を挙げると、自分が生まれる前のことであると抗弁されることが珍しくないが、恐らく当時の西野ゼミの学生諸氏も、応仁の乱あたりの話を聞かされたように感じられたのではないだろうか。研修所27期の修習地の一つ、名古屋の法律事務所には、和文タイピストが居るものの、コンピュータもコピー機もなく、訴訟書類のコピー（いわゆる「青焼き」）のために、裁判所の一隅にある謄写屋さんに通ったものである。名古屋修習時代に、長島・大野法律事務所（現長島・大野・常松）の弁護士が依頼者企業の命を受けて東京から来名され、修習先の指導弁護士が手こずっていた知財関係の問題処理の方法につき、簡潔明瞭に指示されたことが印象的で、その後、研修所の求人票頼りに、類似の東京の企業法務専門の事務所に就職することとなった。流石にここには米国人弁護士のトレーニーが勤務し、またゼロックスのコピー機があったが、文書作成はIBMの電動タイプライター（わずかな容量のメモリー付）に依存した。先輩が作成する英文契約の完成度が職人芸的に高かったのが印象的である。

同期の西野教授は裁判官に任官されたが、裁判所からミシガン大学ロー・スクールに留学され、刺激を受けた小生も、ニューヨーク大学（NYU）のロー・スクールに学び、ともにニューヨークの五番街の「フリック・コレクション」のフラゴナール・ルームの静謐の中でフラゴナールやフェルメールに接した時間は忘れ難い。

また、この時期、見学したニューヨークの法律事務所には、秘書の机の列の上にコンピュータが立ち並び（カセット式の記録媒体ではなく、8インチの、本当の「フロッピー」ディスク使用）、現地銀行が自社用に開発したソフトを他の銀行にライセンスするといった、デジタル化時代が既に到来していたことを現認できたことにも感銘を受けた。

今野浩東京工業大学名誉教授によれば、丁度そのころの日本のソフトウェア技術の有様について、以下のように記している。

筆者は一九六〇年代初め、日本の計算機科学の揺籃期に、ソフトウェア教育を受けた世代に属する。この時代のわが国における計算機科学は、徹底したハードウェア重視だった。ハードウェア関係者は、ソフトウェア研究を二流の人がやること、計算機応用（アプリケーション）研究は三流の人がやることだと考えていた。ところが、一九六八年にスタンフォード大学に留学した筆者は、アメリカの有力大学の計算機学科が、ソフトウェアとアプリケーション中心の研究・教育体制を組んでいることを知った。七十年代に入ると、日本でも東京大学や京都大学などの有力大学に、計算機関係学科（情報科学科や情報工学科）が設置された。しかし、スタンフォードやカーネギー・メロンに匹敵するソフトウェア中心の計算機科学科はどこにもなかった（今野浩「工学部ヒラノ助教授の敗戦」青土社 8頁）。

このデジタル科学の立ち遅れは、その後の法律事務のみならず日本の企業実務の電子化の遅れとなった。また、いわゆる eコート の立ち遅れにも繋がる。ライセンス契約などの契約実務手法や知的財産権分野の弁護士実務にも影響するが、当時は、ここまでは考えず、ニューヨークの大事務所の光景を見て、（経験したわけではないが）B29の大群が東京上空に迫ってきたような、巨大な米国の底力の一端を感じたものである。

その後、日本の企業の欧米進出が漸く盛んになり、やがては1980年代のバブル経済の進行と没落とが続く時代となった。この時期、漸く、日本にも数十人規模のロー・ファームがいくつか現れ、弁護士の留学や外国からのトレーニー弁護士の招聘も行われ始め、今日に続く。若手弁護士の中にも、高級外国車やイタリー・ブランドの洋服のコマーシャル写真に登場する者が現れたりした時代であった。それまでは裁判官志望者が多かった成績上位者の中から、こうしたファームに就職する者が増えた時期でもある。まさに、バブルともいえる時代であった。

### 3. ローヤー・バブル

日本では文部科学省の法科大学院認可基準の中途での緩和や、どうい  
わけか教員になりたがる実務家の増加により、法科大学院が族生し、また  
淘汰の時代を迎えつつある。今や、予備試験を志す学生の方が、数の上で  
も主流をなすこととなった。弁護士という職業自体については、大型の  
ファームでの生き残りの確率の低さや執務時間の長さなど、マイナス面も  
認識される一方、寧ろ予備試験を目標に、学部生活や組織人としての生活  
を充実させ、その上で早く実務に就いたり、外国で研修を受けたりして、  
技術を磨こうという、新たなライフ・スタイルが普及し始めた。元々、米  
国型のロー・スクールは、各州ごとに司法試験制度が異なり、日本より広  
大な州があるなど、多様性に富む巨大な社会を前提とし、日本と異なり、  
学部での法学専門教育を行わないといった、数多くの特異性がある(米国  
から見れば、日本の制度は異形のものとなる。ダニエル・H.フット「裁  
判と社会 司法の常識再考」参照(NTT出版))。

川島武宜東大教授(当時)「ある法学者の軌跡」(有斐閣269頁)による  
と、米国の有名教授から、日本の裁判官における汚職の実情につき「日本  
では裁判官の何割ぐらいが事件の当事者から賄賂をとっているか」と問わ  
れ、日本には事実上裁判官が賄賂を収受した例はないと答えたところ、件  
の米国の教授は、「君は何というナショナリストイックなことをいうのか」  
と色を成して非難したという。この米国の法律家の激しい反発の論拠とし  
ては、日本の行政官の収賄は世界的に有名だという認識があったようだが、  
過去の発言とはいえ、この認識には反論があろう。ここでは、行政官の  
ことはさて置き、加藤新太郎東京高裁判事による、「わが国の裁判官の  
廉潔性は、歴史的・社会的・文化的所産であり、そのことは社会的確信と  
なっている。」、川島教授のいわれるように「収賄を贈ろうとしても、そも  
そもアプローチする方法がない」という水準の話ではなく、当事者に、「そ  
もそも裁判官に賄賂を贈って訴訟を有利にしようという発想」が全くない

のが日本の裁判実務の実態であるとの指摘を想起すべきであろう（加藤判事「ゼミナール裁判官論」第一法規 46-47頁）。この点に異議を唱える裁判実務家はおそらくいないのではないだろうか。「法の支配」といい、またロー・スクール（法科大学院）といい、実態は国により様々であり、結局は、比較という視座に立ちつつ自己を客観化する作業が行われないと、誤解が誤解を生むことになる。

日本の法科大学院制度創設に当たっては、一部に、米国のロー・スクールを範とすべきという主張があった。しかし、日本の法学者や実務家で、米国のロー・スクールで正規の三年間の学部コースを終了した人は非常に少ない（ロー・スクールは、「大学院」ではなく、プロフェッショナル・スクールであり、四年制の学部を終了後、進学する仕組みであり、その後、各州の司法試験を受けることにより法律家の第一歩を歩み始める。）。米国のロー・スクールや、それを取り巻く社会文化を肌で知っている日本の法律家のごく少ないであろう。その中で米国流の「ロー・スクール」構想を主張するのであるから、大戦後、映画でニューヨークの街を眺めたり、ラジオの米軍向け放送でジャズを聴いたりして、想像をたくましくすると余り変わらない背景である。（ウイリアム・サリバン他「アメリカの法曹教育」中央大学出版会）によれば、同じニューヨーク市に所在するニューヨーク市立大学（CCNY）と、ニューヨーク大学（NYU）とでは、（スタイルと環境とからして、キャンパスはこれ以上はないという程に異なっているが、加えて）カリキュラムの編成や、ゼミの在り方なども大きく異なる。この二校の卒業生の進路は、恐らくかなり異なると思われるが、こうした多様性の自己認識に基づき、最善の教育を工夫するという多様性は、米国のロー・スクールの特色と言える。）

米国のロー・スクールを制度モデルと考えるにあたり、忘れてはならないのは、上位10校の名門ロー・スクールを上位10%内の成績で卒業できないと、一流のロー・ファームに就職するためのインタビューすら受けられない（ロー・スクール生の間の通説）という厳しい競争社会の実情であ

る。収入や、ひいては社会的地位も、出身校や所属ファームにより大きな格差を生む。前述のCCNYにおいては、「社会正義やアメリカ社会により広く受け入れられるというより大きな正義に関連して、法律サービスを受けそこなっている階層の人たちのグループ出身者が効果的に働けるような手段を見つけ出させること」に努力が注がれている。同じニューヨークでも、NYUやコロンビアのロー・スクールとは異なる使命を奉じているのである。

Steven J. Harper 「The Lawyer Bubble-A Profession in Crisis」(Basic Books 2012)によれば、弁護士就職市場は、2011年のロー・スクール卒業生の内、卒業の9か月後に長期の正規雇用に就けたのは半数のみ、他方、2001年にロー・スクール卒業生は38,000人であったのが、2011年には44,000人に増加している。2012年に約7万人のロー・スクール出願者が居て、内5万人が入学したが、その内、フル・タイムの法律職に就けるのは約半数であろうと予測されている。各年、大法律事務所に就職できるのは、卒業生の15%、年収は平均約16万ドル(事務所によっては年度末にボーナスが出る)、しかし、これはごく一部の恵まれた者であり、2011年の卒業生の平均値は年6万ドル、これは2009年の数字と比べて17%下落とのことである。1963年には学生数は4,500名であったのが、1990年代には12万7,000名に増加している。多数のロー・スクールの序列は、U.S. News & World Report誌の格付けに左右される。多額の年収に恵まれるのは、少数のエリート校卒業生のごく一部である。また、就職できたからと言って、パートナーとして成功する確率は低い。2012年5月には、大法律事務所の一つであるDewy & LeBoeufが破産申立てを行い、日本でも大きく報道された。企業買収の分野で優位を得るため、規模拡大のための合併を繰り返し、優良顧客を持つパートナー確保のために高額の報酬を約束するなど、債務が高み、キャッシュ・フローが行き詰ったようである。因みに、同書掲載の様々なウェブ・サイトは参照に値する。

強欲の余り倒産する法律事務所はともかくとして、更に悲劇的なのは、

学資ローンを借り入れたものの、定職に就けなかったか、就けてもローンの返済に窮する程の収入しか得られなかった若年層である。年間4百万円を越す授業料（ハーヴァード・イエール・スタンフォード・コロンビアといった名門校の場合）に加え、当然、生活費が必要である。州や連邦政府が用意する学資ローン債務には破産免責が得られない。ロー・スクールの方は、学生の債務を資金源としているため、リスクが無い。この間の事情は、消費者金融で高額商品を買わせる商法に似ている。格付けで優位性を強調できるロー・スクールは、（潤沢な資金を有していることに加え）多くの優秀な学生を集めるため、格付けの要素の一つである有名教授招聘のため様々なベネフィットを準備する。また教授と学生との人数比も格付けの重要要素である。勢い、ロー・スクールの固定費は上昇し、授業料を上げられる名門校は授業料を上げる（それでも志願者が来るからだという）。

格付けが猛威を振るう結果、近年、格付けのデータ作成に不正が行われ、訴訟が提起され始めてもいる。たとえば、卒業生の初年度の年収のデータはアンケート調査によるが、回答するのは就職できた卒業生ばかりであるから、統計学的な中立性はなく、人為的に操作されているのである。

こうなると、教育とかプロフェッションという前に、証券市場の如きビジネスそのものとなる。米国のロー・スクール・システムを範にするには、その影の部分をも引き受ける覚悟が必要となる。

「司法改革」に際して、こうした様々な要素、とりわけ、法科大学院は出たものの、司法試験に受からないか、受かっても定職に就けない層の問題はどう考慮されたのだろうか。合格者が四百から五百名の時代であっても、弁護士が独力で生計を立てるのは大変であった。また、安易に学生数を増やした結果、いわゆるポスト・ドクターが累積した理工系の教訓もある。前記のように、歴史的にも、弁護士が難民化した時代があった。個々の弁護士が生活保障を社会に求めるのは、筋違いであるが、制度設計の段階での準備の合理性を問うことは許されるのではないか。その検討の結果が、予備試験制度の隆盛ということなのだろうか。

#### 4. 職業としての弁護士—その課題

前項で、米国のエリート弁護士の年収に触れたが、実のところ、この数字も大きく揺らぎつつある。リーマン・ショック以降の不況の影響もあるが、技術変革による実務の変質の影響も大きい。米国の民事訴訟では、discovery(証拠開示)が重要であり、弁護士の作業量としても大を占めていた。若手の弁護士でもそれなりに事務所の収入に貢献できる機会であった。企業買収における、due diligence(事業内容精査)に似ている。しかし、今や紙ベースの情報というのは量的には少なく、情報は多く電子データの形で保存され、かつ証拠開示の対象となる。そこにおいては、弁護士というより、電子データの顕出や偽造・変造を見抜く専門業者の機能が重要となる。そして、日本でもこの傾向は進みつつある。刑事捜査と同様である。電子データ解析には機材も必要であるし、専門家を揃えとなれば、(法律事務所単体で必要条件を整えるより)外部専門家を利用し、かつ情報顕出や保全の中立性を保障すべきという方法論になる。また、依頼企業から、アソシエイト弁護士の報酬分を請求するとか、入札により依頼するかどうかを決めるという現象が現れ、事務所側も弁護士の人員整理、給料切り下げ、更には、ドラフティングや調査部門の弁護士(パートナーにはなれない)は、(依頼者の印象を良くする必要がないため)賃料の安いビルに置き、給料にも格差を設けたり、インドやフィリピンといった英語圏の拠点において現地弁護士に基礎作業をさせたりするなど、ビジネスとして対抗している。これは、多かれ少なかれ、大都市の日本の大事務所においても共通の現象である。

日本においては、急激な円高により製造業を中心に雪崩をうって生産現場の海外転出が進んだ。この傾向は、その後の円安の中でも変わらない。「グローバル化」が唱えられる中、市場を新興国に求める以上、生産や人材確保も現地化したいとの経営方針があるし、日本の法人税の高さや社会保険・労働保険・年金といった経営にとってのコストを軽くしたいとの思

いがある。米国においても、アップルのような大企業でも米国には見るべき税金を払っていないという批判がある。日本の企業であっても、外で利益を挙げ、その資金を外での運用・投資に回すという行動様式が通常のものとなっている。シンガポールに事実上の本社機能を置くという企業も増えてきた。資金は日本に還流しない。こうなると、外部弁護士が日本の弁護士である必要性は薄い。直接、現地で英語や日本語を解する弁護士を依頼すればよい。社員についても同様である。日本の大企業にあっても、代表取締役が外国人という例は増えつつある。資本の海外流出による経済の空洞化は、米国において中産階級の没落を招いた。時期や量の違いはあるが、日本の大都市圏の弁護士も同様の変化に曝されつつある。

このような傾向の中で、大都市の日本人弁護士が自分の居場所を見つけるには、日本と海外の拠点との間を繋ぐ語学力と国際取引の素養とは必須となる。

勿論、弁護士全員がこのような試練に遭う訳でもないから、それぞれ自分の生き方や生活・家庭の条件と合った生活設計の中で技能を習得していくことになる。たとえば、どの地域(国)で仕事をしたいかにより、大きく選択が変わってくる。弁護士数が増える一方、日本という市場は狭くなる。日本でも、司法福祉の分野や、行政の機能を分担しつつ実務を行うといった、新たな志向が既に芽をふいてはいるが、収入より、自分の生き方として価値を自覚できるものでないと長続きしないであろう。公益的な仕事であっても、誰かコストを負担する必要がある、それが誰かという問題が問われる。

他方、企業内弁護士の増加は、一面、弁護士の進路を拡げつつも他方では外部弁護士の需要を減少させるという傾向は否めない。日常業務については、内部弁護士の方が実務に明るく、かつその企業限りの知見ではあっても集積度が期待できるからである。上司からすれば、職位職階が明確で、指示しやすいというのも利点であろう。弁護士倫理と企業内倫理との関係は、課題ではあるが。

大都市を中心とする傾向ではあるが、外国の弁護士の日本への進出も変動要素である。

そんな歴史的生存条件の変化の中で、職業人としての弁護士はどうしたら良いのか、という問いに答えが簡単に見つかるようであれば、このようなテーマで小論を書くことにはならないであろう。自らは、企業法務を業とするとはいえ、大理石のエントランスや、美しいレセプション、立派な会議室などというしつらえとは全く縁が無い（誇っているわけではない）。このような立場としては、栄達を望む後輩に役立つような助言もない。せめても、書籍に埋もれ、読み書きに日を過ごす今の生活が自分には向いているとしか言いようがない。

これからの法科大学院（に限らず、専門教育機関）としては、eラーニングを重視し、地域や学び手の特性に合った最新の情報、知るべき地理や歴史と法との関係を論じ、これまでは東京外国語大学を除き、熱心には教えられていなかったアジアや中近東、アフリカなどの言語の教育、多様な地域からの教員の導入といった、個性を持つ学園（別に地理的に限定した設備を持つ必要はない）を検討する必要があるだろう。弁護士とすれば、変転極まり無い「法」概念に囚われず、社会で重視される規範を学び（約束を守るとか）、生涯教育の機会を大切に学べることの喜びを感じ取り（試験に出るか出ないかの二項対立型思考を捨て）、また、これが大切と思うのだが、付き合うべき友と、学べべき先輩との出会いを大切にすることが、改めての生き方の基本動作となろう。できれば、関心に応じ、理工系の専門教育をも受けられると良いのだが……。